

令和5年5月2日

生徒・保護者の皆さま

県立商工高等学校
校長 塩原 正美

令和5年5月8日以降の本校における教育活動等について（お知らせ）

新緑の候、皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより本校の教育活動の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することにもない、令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知5文科初第345号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」及び同5文科初第347号「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」により、学校における今後の感染症対策に係る留意事項等及び改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」が示されました。

また、本県においては、令和5年5月7日をもって「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を廃止するとともに、令和5年5月8日以降の教育活動等について、次のように対応することとされています。

各学校においては、基本的な感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施する。

ア 基本的な考え方

- 学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要。
- 感染状況が落ち着いている平時においても、生徒の健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等を行う。
- 地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するとともに、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障する。

イ 基本的な対応

- 教室、職員室、部活動の活動場所等（機械換気が実施されている場合を除き）においては、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- 生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする。
- 次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨する。
 - 登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
 - 校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合
- 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいづれも強いることのないようにする。
- マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対して適切に指導する。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

これまで、生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらずマスクの着用、昼食時等の食事場面の感染防止対策の徹底及び不要な外出はしないこと等をお願いしてきましたが、今後はメリハリのあるマスク着用を心掛け、継続して基本的な感染防止対策へのご協力をお願いします。

問合せ先
副校長 原
電話 (045)353-0592 (直通)